

関西医療大学

令和5年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

関西医療大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」という建学の精神に基づき、大学の使命・目的を学則に規定し、地域医療・社会貢献に尽くすことのできる人材育成を行っている。5 年単位の中期計画は、大学の使命及び目的や将来ビジョンを反映するとともに、社会情勢の変化に対応しやすいようローリング方式で策定している。教育研究組織としては、学部保健医療学部 5 学科と保健看護学部 1 学科、大学院に修士課程の保健医療学研究科 1 専攻を設置している。

〈優れた点〉

○建学の精神や大学の将来ビジョンに基づいた活動を推進するために、これらを携帯型クレドに記載し教職員が携帯することや、学内各所に掲示することで、教職員及び学生への意識付けを行っていることは評価できる。

「基準 2. 学生」について

大学及び学部、学科、研究科ごとに策定したアドミッション・ポリシーに基づいて、さまざまな方法による入学者選抜試験を行い、社会に貢献しようとする人を受入れている。一部の学科で入学定員未充足が続いているものの、大学全体としては適切な人数の学生を受入れている。

クラス担任による個人面談、各種アンケート、学生が参加する拡大学生生活委員会等を通して、学修環境や学生生活に関する意見・要望をくみ上げ、改善を図る体制を整えている。特待生制度や通学用バスでの運賃補助など、学生生活安定のための経済的支援を行っている。

〈優れた点〉

○独自の「Style K (高校版)」「First Step」等の広報誌において、大学入試や医療関係の資格・仕事などの自大学以外の情報も提供しており、医療職を目指す高校生の進路選択支援をしていることは評価できる。

○OTA となる大学院生には事前研修や実績報告書の提出を義務付けており、単なる学修支援にとどまらず、大学院生の教育体験の場としていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーに基づいてコンピテンシーを定め、教育科目との関係をカリキュラムマトリクスで視覚化している。一人ひとりの学生のコンピテンシー獲得状況はディプロマ・サプリメントとして可視化し、卒業時に配付している。シラバスにはグループワーク等のアクティブ・ラーニングの要素を記載するようしており、アクティブ・ラーニング実施率が上昇している。教育効果・学修成果を把握するために、アセスメント・プランを策定し、さまざまな方法や指標で測定を行っている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が議長となる大学運営会議で大学の意思決定を行っており、学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制を整えている。FD(Faculty Development)活動、SD(Staff Development)活動を進めており、講演会や研修会への教職員の出席率も高い。教員は、所属学科の枠を超えた研究ユニットに所属して、共同研究を推進している。「公的研究費適正執行 NewsLetter」を発行するなど、研究不正防止に向けての啓発も積極的に進めている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

就業規則や教職員の行動規範となるクレド、ガバナンス・コード、中期計画等を整備し、法人及び大学の経営の規律を維持し、使命・目的の実現に向けて努めている。理事長や学長、副学長、事務局各部署の長などから構成される「学園運営会議」を設置し、理事会審議事項の調整を行うとともに、法人及び大学の管理運営機関との間での意思疎通と連携や相互チェックなどを行っている。外部資金の確保に向けた活動を強化し、私立大学等経常費補助金等の外部資金の獲得に努め、近年、当該収入が増加している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証を進めるに当たり、大学運営会議と「自己点検・評価委員会」が中心的役割を担い、教学及び大学運営における内部質保証に向けた PDCA サイクルの仕組みが機能している。ローリング方式で毎年度見直しをしている中期計画に基づいてアクションプランを策定し、学部や各種委員会から提出された「アクションプラン達成状況報告シート」に基づき、自己点検・評価及び改善に向けた活動をしている。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点としての内部質保証としては、アセスメント・プランに基づいた学修成果の把握や、臨床実習施設の職員や一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による第三者評価も受け、改善に取り組んでいる。

総じて、大学は建学の精神に基づき、東洋医学における全人的医療を根底にして地域医療や社会に尽くすことのできる医療人の養成を行っている。クラス担任との個人面談などを通しての学生の意見のくみ上げや、アセスメント・プランに基づく評価などを通して、教育の質・学修環境の改善に努めている。中期計画に基づいたアクションプランについては、その達成状況報告シートを作成し、内部質保証に取り組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会への貢献」については、

基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生による新入生ピア・サポート「おたすけ隊」の活動
2. 学生のメンタルヘルスサポート体制の充実
3. 大学開学 20 周年記念事業の実施

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の根源は昭和 32(1957)年に設立された関西鍼灸マッサージ専門学校にあり、東洋医学的な伝統を踏まえて西洋医学との融合を目指し、全人的医療を担える医療人を育成している。「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」という建学の精神に基づき、大学の使命・目的を学則に規定している。学部・学科の目的は、具体的かつ簡潔に、学則において明文化してあり、地域医療・社会貢献に尽くすことのできる人材育成を行うという個性・特色が反映されている。建学の精神の文章そのものは開学以来変更していないが、社会情勢の変化に対応して、解釈を見直すとともに、新学科の設置などの機会に、必要に応じて教育目的等を見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定・見直しを行う際には、教授会や大学運営会議の議を経て、理事会で決定しており、役員や教職員の理解と支持を得ている。大学の使命・目的及び教育目的並びにこれらを反映した三つのポリシーは、ホームページや大学案内等で学内外へ周知している。建学の精神、行動指針、大学の将来ビジョン等を記したクレドを作成し、教職員の日々の活動における指針としている。中期計画は、社会情勢の変化に対応しやすいよう 5 か年単位のローリング方式で策定しており、使命及び目的や将来ビジョンを反映している。教育研究組織として、学部保健医療学部 5 学科と保健看護学部 1 学科、大学院に修士課程の保健医療学研究科 1 専攻を設置し、大学の使命・目的及び教育目的の達成へ向けて活動している。

〈優れた点〉

○建学の精神や大学の将来ビジョンに基づいた活動を推進するために、これらを携帯型クレドに記載し教職員が携帯することや、学内各所に掲示することで、教職員及び学生への意識付けを行っていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーを大学及び学部、学科、研究科ごとに策定し、ホームページ、大学案内、入試要項などにも掲載し周知している。アドミッション・ポリシーに基づいて、さまざまな方法による入学者選抜試験を行い、試験問題は大学が自ら作成した上で、社会に貢献しようとする人を受入れている。一部の学科で入学定員未充足が続いているものの、大学全体としては適切な学生数を受入れている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れができていのかどうかを新入生アンケート等により検証している。

〈優れた点〉

○独自の「Style K（高校版）」「First Step」等の広報誌において、大学入試や医療関係の資格・仕事などの自大学以外の情報も提供しており、医療職を目指す高校生の進路選択支援をしていることは評価できる。

〈改善を要する点〉

○保健医療学部ヘルスプロモーション整復学科では、収容定員充足率が0.7倍未満であり、定員充足に向けた更なる改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務調整会議が主体となり、リメディアル教育など全学的な学修支援について議論している。この会議には教務課長などの職員も委員として参加し、教職協働による学修支援の方針・計画・実施体制を整備・運営している。クラス担任制を導入し、教員と大学教学部職員が協働して学修支援を行っている。TA 制度を設け、携わる大学院生には事前研修の受講や実績報告書の提出を求めており、教員の教育活動の適切な支援につながっている。障がい学生支援委員会が主導して、障がいのある学生の支援を行っている。成績不振やメンタルヘルス不調の学生を早期に把握・支援するため、授業の欠席状況等を教職員で共有・把握する体制を整えている。

〈優れた点〉

○TA となる大学院生には事前研修や実績報告書の提出を義務付けており、単なる学修支援にとどまらず、大学院生の教育体験の場としていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援委員会が中心となって、キャリア形成、就職活動、進路決定の支援を行っている。キャリア支援委員とキャリア支援課職員が学生との個人面談を行うなど、学生個々のニーズに沿った支援を行っている。キャリア形成に向けて「卒業生と語る会」「社会人基礎力講座」などのイベントを実施している。

全ての学科で、各学年にキャリア教育科目を設定し、キャリア形成の意識付けを行っている。また、臨床実習など将来働く場での実習科目があり、職業理解のために機能している。LMS(Learning Management System)を活用した支援の仕組みを整備し、円滑な就職進路支援を実施している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活委員会が中心となって、課外活動などの学生生活や学生活動に係る厚生補導を行っている。独自の特待生制度や各種授業料減免制度を整備しており、経済的理由による退学及び休学のリスク低減に寄与している。学内団体活動の支援、通学用バスの学生証提示による運賃無料化など、学生生活安定のための経済的支援を行っている。保健室、学生相談室、カウンセリングルームを設置し、学生の心身に関する相談や心的支援を適切に行っている。カウンセリングルームの活用を促すため、「カウンセリングルームだより」の発行や、新入生オリエンテーションの実施など周知活動に努めている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のために、校地、運動場、校舎、体育館などを整備して、活用している。言語情報教育のための CALL(Computer Assisted Language Learning)教室を整備している。ラーニング・コモンズと図書館は渡り廊下でつながり、学生の学修における利便性向上を図っている。学生の臨床実習施設の要件を満たす、診療所、鍼灸治療所、接骨院を整備し、教育に活用している。校舎入口のスロープ化やエレベータなど、施設のバリアフリー化に取り組んでいる。クラスサイズを考慮し、1 学年を複数クラスに分けることや、授業を複数教員で対応するなど、教育効果を上げるための工夫をしている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

クラス担任による個人面談、学修に関するアンケート、授業に関するアンケートの実施や、提案箱の設置等を通して、学生の学修に関する意見・要望をくみ上げる体制を整えている。コロナ禍において、学修に関するアンケートに記載された意見への対応は、ホームページに掲載することで学生にフィードバックしている。心の悩みを学生相談室とカウンセリングルームに相談できることを学生の多くが認知している。学生生活に関するアンケートで寄せられた、学内無線 LAN アクセスポイントの増設や通学バスの利便性向上等の意見・要望について適切に対応し、学生へフィードバックする体制が整えられている。学修環境については、一定期間ごとにアンケートを実施して調査を行い改善に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを定めて、ホームページ等で周知している。単位認定基準や卒業認定基準等は学則や履修規程に定められており、ディプロマ・ポリシーに基づいたコンピテンシーを定め、その内容をホームページや学生便覧等で周知している。また、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスの説明により理解の浸透を図っている。

必修科目の未修得単位を基準として、進級の判定を行っている。留年に相当する場合でも functional GPA(Grade Point Average)が定められた数値を上回る場合には、学生の努力により 4 年間で卒業できるような仕組みを設けている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーを定めホームページなどで周知している。カリキュラムマトリクスを作成し、ディプロマ・ポリシーと各学科が学生に求めるコンピテンシーの関係、各科目とコンピテンシーの関係を明確にしている。また、カリキュラム・マップを作成し、科目区分ごとにナンバリングを行い、科目間の関係性を分かりやすく示している。

教育課程は、総合教育科目と専門科目に分けられるが、総合教育科目が教養教育の位置付けであり、教務調整会議が中心となって総合教育科目の実施方法などを議論し、教養教育の充実を図っている。

授業の教授方法については、シラバスにグループワーク等のアクティブ・ラーニングの要素を記載するようにしており、実際に実施率が上昇している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・プランを策定し、さまざまな方法や指標で、教育効果・学修成果の測定を行っている。また、学科が定めたコンピテンシーの獲得状況などを示したディプロマ・サプリメントを作成することで学修成果を可視化し、卒業時に配付している。

定期試験後に試験問題の解説を実施し、本試験不合格者に対しての面談を担当や科目担当の専任教員が実施し、再試験に向けたアドバイスや補講を行うなど、学生が単位修得できるよう指導している。

アセスメント・プランに基づいて実施した学修成果の把握のための各種アンケート結果を委員会等で評価し、その結果を学内共有フォルダ内の「IR 情報ライブラリ」に公開し、情報共有して、各学科の教務委員会や、FD 推進委員会等で改善策等を検討している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が、大学の教育研究に関する事項を決定すると定めており大学運営会議など主要な会議で議長を務めることによってリーダーシップを確立している。

また、副学長や学部長等の職務に関する規則を整備し、各種委員会等を含めて学長を補佐する体制を整えている。加えて、学長が大学の意思決定を行うための大学運営会議を開催し、学部長や事務局各部署の部長等からの意見を聴取、全学的な状況把握を行い大学運営や教育に係る事項の決定と、指示を行うことにより教学マネジメント体制を構築している。

職員の配置については、大学運営会議や教務調整会議などの構成員に事務職員も加わり大学の意思決定において適切な役割を果たすことができる体制を整えている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数は、設置基準及び専門職の養成課程指定規則で定める教員数を満たしており、教員の採用・昇任についても規則や選考基準を定め人事委員会で審議を行い適切に運用している。

また、FD 活動については FD 推進委員会が中心となり、教員同士による公開授業の実施、学生による「授業評価／満足度評価アンケート」の実施、学外又は学内講師による FD 講演会の開催、FD 関連研修会又はセミナー等への参加の 4 項目を柱とする活動を計画的

に実施し組織的に教育内容・方法の改善に努めている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 推進委員会規程に基づいて、委員会を中心に計画的に新任教職員研修会や SD 研修会を開催し、教職員の資質・能力の向上に努めており、令和 4(2022)年度に開催された全教職員を対象とした 2 回の SD 研修会では、参加率が 100%と教職員全員が参加している。

受講後にはアンケート調査を実施して、理解度や研修効果、内容の適切性などを確認し、今後の企画立案に活用している。

学外の SD 関連研修会等に対しても教職員が参加しているほか、設置基準の改正に関しては学外での研修会参加者が学内者向けに説明するなど、組織的な研修が行われている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

共同研究推進委員会において五つの基本方針を設定し、研究倫理指針、公的研究費取扱規程等の規則を整えるとともに、研究目的に応じた施設設備を整備して適切に運用しており、全ての専任教員が所属学科の枠を超えた研究ユニットに所属するなど研究体制を整え、適切に研究費を配分している。

研究倫理教育 e ラーニング受講の義務付けや、毎年開催する研究不正防止コンプライアンス教育研修会終了後にも理解度チェックシート提出を義務付けているほか、会計課に設置する不正防止計画推進部署が「公的研究費適正執行 NEWS LETTER」を定期発行し、研究不正防止の啓発を積極的に進めている。

科学研究費助成事業に関し、説明会の開催や研究計画調書記載事項の解説のほか、外部企業等からの寄附講座や寄附研究の募集を行うなど、外部資金獲得に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

就業規則や行動規範となるクレド、ガバナンス・コード、中期計画等を整備し、法人及び大学の経営の規律を維持し、使命・目的の実現に向けて努めているとともに、法人及び大学の規則を「Web 規程管理システム」により学内に開示している。また、ガバナンス・コードの遵守状況や法令等により公開が必要な情報については、ホームページに公開するなど適切な運営に努めている。

公益通報に関する規則の整備やコンプライアンス窓口の設置、個人情報保護、ハラスメント防止に関する規則を定め、人権の保護に配慮している。

防火訓練、緊急地震速報による訓練を実施するなど防災に取り組むとともに、災害時における連携協力に関する協定を地元自治体と締結し、地域住民の安心・安全に寄与している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会については、寄附行為に基づき法人に設置し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整え、開催日を当年度の事業計画として決定、定期開催している。理事会機能を補佐するための「学園運営会議」を設置し、理事会審議事項の調整などを行い、法令等で定める事項や事業計画など、法人や大学の運営に関する重要な事項を審議している。

理事については寄附行為に基づいて選任され、欠席者からは事前に議決権行使書が提出されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長や学長、法人本部長、副学長、事務局各部署の長などから構成される「学園運営会議」を設置し、意思決定に向けて、法人及び大学の管理運営機関との間で意思疎通と連携、相互チェックができる体制を整備し、適切に機能している。

事務調整会議を設置し、「学園運営会議」における理事長の指示への対応や、大学の諸案件について議論し、法人及び大学の事務の円滑な処理を行っている。

教職員からの意見・提案をくみ上げるため、大学運営会議や事務調整会議等を活用して意見反映等を行っている。

監事については、寄附行為に基づいて選任され、理事会、評議員会への出席率も良好で寄附行為に定める職務を果たしている。評議員については、寄附行為に定める諮問事項の審議を行い、欠席者からは事前に議決権行使書が提出されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人として財務等の4領域のビジョンのもと、大学として七つの領域での5か年単位の中期計画を策定して活動を進め、財政運営基盤の安定化を目指している。

外部資金の確保に向けた活動を強化し、医療人材養成事業等の補助申請などのほか、私立大学等改革総合支援事業タイプ1の条件整備を整えるとともに教育の質に係る客観的指標の条件整備も進めるなど、補助金収入が増加している。

法人全体でも大学単独でも経常収支差額比率はプラスで推移しており、教育目的達成のため収入と支出のバランスを保つなど、法人運営の財務基盤は安定している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、経理規程、予算編成規程、予算執行規程などにに基づき適正に会計処理を行っており、予算額と決算見込額にかい離がある場合には、補正予算編成により対処しており、補正予算は「学園運営会議」での審議検討を経て、評議員会の意見を聴いた後に理事会に諮り、承認を得ている。

監事による会計監査のほか、内部監査委員会による学内監査、外部監査法人による会計監査を行う体制を整備して適正に実施しており、その結果について理事会及び評議員会に諮られている。

法人の財務状況に関して、ホームページにより適切に情報公開を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を進めるに当たり、大学運営会議と自己点検・評価委員会が中心的役割を担う体制を整備している。大学運営会議では、内部質保証に関する方針や、自己点検・評価委員会をはじめとした各種委員会等から上程された議案を審議し、内部質保証に関する意思決定を行っている。自己点検・評価委員会は、学部や各種委員会などの各部署が進める中期計画におけるアクションプランの達成状況の評価や改善に向けての審議など、全学的な自己点検・評価を主導している。両会議とも、規則に基づき、学長が議長となり、教員と職員が構成員となることで、内部質保証における責任体制が明確になっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

中期計画に基づいたアクションプランに基づいて活動し、担当部署より提出された「アクションプラン達成状況報告シート」に基づき、自己点検・評価委員会にて進捗状況についての自己点検・評価をしている。その結果は、大学運営会議に上程された後、学内ネッ

トワークで教職員へ開示して共有が図られている。大学機関別認証評価を受けた後、次の評価を受けるまでの間に一度自己点検評価書を作成し、ホームページに公開している。理学療法学科と作業療法学科では、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による分野別の評価も受けており、改善につなげている。副学長が室長を務める IR 推進室では、主に教学に関する各種調査の集計や分析を通して現状把握するとともに、学内へ「IR 通信」を発行するなど、分析結果についての情報共有を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証として、アセスメント・プランに基づいた学修成果の把握や、臨床実習施設の職員など学外の第三者による評価等を行っている。また、授業科目のレベルでは教員活動における自己評価等が、学科・教育課程及び大学全体については中期計画進捗状況・アクションプラン達成状況の評価とそれに基づく改善が行われており、内部質保証に向けた PDCA サイクルの仕組みが機能している。

大学機関別認証評価や一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による分野別評価での指摘・コメントに対応することをあらかじめ中期計画のアクションプランに記載することで、確実に自己点検・評価とそれに基づく改善を行う仕組みを整備している。また、ローリング方式で中期計画を毎年度見直すことにより、迅速に社会状況の変化に対応することを可能としており、大学運営においても改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会への貢献

A-1. 大学が持っている物的・人的資源による地域社会への貢献

A-1-① 地域社会に対する保健医療活動

A-1-② 教員と学生による地域住民との交流

【概評】

大学の附属保健医療施設として、診療所、鍼灸治療所、接骨院の 3 施設を設置し、学生の臨床実習に活用するとともに、地域住民の疾病治療と健康管理に貢献している。社会の中において、教員と学生が参画し、人々の健康増進及び運動やスポーツを通じた体力向上を図るための取組みを継続的に実施している。

関西医療大学

社会貢献の一つとして、コロナ禍では、行政検査としての PCR 検査を実施し、またワクチン接種対象医療機関としてまん延防止に貢献した。

大学の特色を生かした公開講座や運動教室である「ここから始まるトレーニング習慣(通称、ここトレ)」を開催するとともに、自治体等へ講師を派遣している。また、大阪マラソンでの救護ボランティアなど、大学の特色を生かしたボランティア活動に学生が参加し、地域住民との交流を行っている。大学と地域社会との関係を構築することによって、教育目的の達成に寄与している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学生による新入生ピア・サポート「おたすけ隊」の活動

本学は、平成 23(2011)年度から在校生による新入生のピア・サポート制度を導入している。この制度は、様々な不安を抱えた新入生が円滑に大学生活に適應できるように各学科の在校生有志が「おたすけ隊」を組織し、4 月中を活動期間として新入生をサポートすることを目的としている。おたすけ隊の活動は大学最寄り駅やオリエンテーション、教科書販売、健康診断等の場での誘導のほか、履修や授業に関する相談、クラブ紹介、新入生歓迎会の企画運営など多岐にわたる。令和 5(2023)年度は 59 人の在校生でおたすけ隊を組織し、学内のカフェ前にブースを設営して新入生が利用しやすいオープンな環境づくりを心掛け、期間中に 118 件の相談に対応してサポートした。おたすけ隊の活動は本学の建学の精神である「奉仕の精神」が在校生に芽生えていることの証であり、活動を通して学部、学科を越えた絆づくりと医療大学の学生としての自覚を育成できる取組みとなっている。

2. 学生のメンタルヘルスサポート体制の充実

本学は、学生の相談場所として専任教員の学生相談員による学生相談室と公認心理師・臨床心理士がカウンセラーを務めるカウンセリングルームを整備している。昨今の学生相談では自ら相談を求めることができない学生への支援が課題であることから、本学では相談に対する敷居を下げる啓発活動として入学時に利用方法を分かりやすく説明するほか、スタンプラリーの実施、ポスター掲示等の工夫で周知を図っている。学生には毎月「カウンセリングルーム便り」を発行して予防的な心理教育も実施している。コロナ禍の令和 2(2020)年度からはメンタルヘルス調査を開始し、相談希望者への早期対応とともにメンタルヘルスに不調の可能性がある学生に対するカウンセリングルームへの来談を促す連絡と支援を行っている。令和 3(2021)年度以降は心身の疲労が現れやすい 5 月の連休後を調査時期としている。これらの支援体制をより充実させるため、令和 4(2022)年度からカウンセリングルームの開室日数と時間を増やし、クラス担任や各部署とも必要に応じて連携を取りながらきめ細かな学生のメンタルヘルスサポートを行っている。

3. 大学開学 20 周年記念事業の実施

本学は、平成 15(2003)年に関西鍼灸大学を開学し、令和 5(2023)年 4 月に大学開学 20 周年を迎えるにあたり、学長の命を受けた大学企画推進室が企画・運営を担い、主に次の 3 点の記念事業を実施した。1 点目として、これ迄多くの人々から多大なる協力と支援を受けたことに対し感謝の意を示すことを目的に、令和 5(2023)年 3 月 25 日に大学内で記念パーティーを挙行了。この行事は、熊取町長、近隣の大学及び実習施設等の関係者、本法人の理事・評議員、教職員等の参加を得て、本学の建学の精神及び使命・目的等を改めて共有する機会となった。2 点目として、学生だけでなくキャンパスを訪れる人々の憩い場となるよう 4 号館前に記念花壇を設置した。3 点目として、学生が大学への帰属意識と誇りを持ち、本学をアピールすることができるオリジナル・ノベルティグッズを作成し、学生に配付した。特に、学外実習で役立つ記念バックは実習指導者等からの会話のきっかけにもなり、本学の広報活動の一助にもなった。

